

阪南市指定金融機関業務 仕様書

1 業務名

阪南市指定金融機関業務

2 基本事項

阪南市は、受注者に、この仕様書（提案書等に記載された内容を含む。以下同じ。）に定める業務を委託する。この仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

3 業務の目的

公金の収納及び支払の事務を効率的かつ効果的、また、安定的に正確に遂行することを目的とする。

4 取扱業務

- (1) 阪南市（一般会計、特別会計、歳計外会計及び基金）の指定金融機関業務
- (2) 阪南市下水道事業会計（企業会計）の出納取扱金融機関業務

5 契約期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで。

6 業務内容

指定金融機関及び出納取扱金融機関として公金の収納及び支払の事務全般を行う。主たる業務については、次に掲げるとおり。

① 職員の派出

- (a) 阪南市役所本庁に派出するものとする。
- (b) 窓口業務時間は9時から15時まで（11時45分から12時45分まで休憩）とする。業務を滞りなく行うことができるように人員を派出すること。なお、受注者が提案し、本市が認めた場合は、窓口業務時間を延長することができる。

② 収納業務

- (a) 阪南市会計管理者名義の預金口座を開設すること。
- (b) 公金の収納及び払込みを受けたときは、可能な限り速やかに本市の預金口座に受け入れるものとする。収納代理金融機関からの振込も同様とする。
- (c) 収入済通知書は、会計年度毎等の市が指定する仕分けをしたうえで、指定す

る場所に可能な限り速やかに到着するように送付するものとする。

③ 支払業務

- (a) 支払方法ごとに本市が指定する日程により行うものとする。
- (b) 会計管理者の振り出した小切手または会計管理者の通知に基づいて行うものとする。
- (c) 全国銀行協会の提供する通信網（全国銀行データ通信システム）を利用した他の金融機関への振込を行うこと。
- (d) 上記（c）以外の振込がある場合は対応すること。
- (e) 指定した振込用紙での振込を行うこと。
- (f) 誤振込等となった場合には、その旨の連絡、組戻し、訂正作業、再振込等、迅速な対応を行うこと。
- (g) 指定した金種での現金の払出しを行うこと。
- (h) 隔地の債権者に対する送金手続き（内国為替取引）ができること。

④ 両替業務

- (a) 指定した金種での両替を行うこと。

⑤ 収支総括日計表

- (a) 毎日の収納及び支払状況について、収支総括日計表（下水道事業会計は別途）を作成すること。
- (b) 支払日の翌営業日に支出日計表を作成すること。
- (c) 出納閉鎖期間（毎年4月から5月末日）においては、会計年度毎の収支総括日計表を作成すること。

⑥ 法人用ネットバンキング

- (a) 法人用ネットバンキングシステムを利用した公金取扱業務（照会機能、総合振込、給与振込等）を行うこと。
- (b) セキュリティ対策が確保されていること。
- (c) 照会機能（入出金明細、振込結果確認、振込予約確認及び口座残高等）については、画面表示、印刷（又はダウンロード）ができること。
- (d) 総合振込及び給与振込時のデータについてシステム上制限がない、又は制限があっても業務に支障がないこと。
- (e) 導入時及び運用時に係るサポート体制が確立されていること。

⑦ 口座振替の取扱いができること。

⑧ 一時借入金への対応ができること。

⑨ 毎月末時点の残高証明書を発行すること。

7 下水道事業の融資あっせん

下水道事業で実施している「水洗便所改造資金融資あっせん制度」（改造工事1件

当たり上限50万円)に対応すること。なお、本融資委託及び損失補償について、下水道事業と協議の上、別途契約書の締結を行う。

8 担保の提供

次のとおり担保を提供する。

- (1) 阪南市 300万円
- (2) 阪南市下水道事業会計 30万円

9 実施体制

- (1) 指定金融機関及び出納取扱金融機関として業務を遂行できる体制が整えられていること。
- (2) 収納代理金融機関及び関係事業者との連絡、調整、協議その他の必要な業務を円滑に遂行できる体制が整えられていること。
- (3) 市職員と連携を密にし、円滑な事業運営に取り組むものとする。

10 受注者の負担の範囲

業務に必要な資機材、教材、消耗品、印刷費、交通費、郵送料その他の費用は、特記がある場合を除き、受注者の負担とする。

11 業務引継等

- (1) 契約日から令和4年9月30日までの間は、現行の指定金融機関との引継等の期間とし、その期間については、委託料は発生しないものとする。
- (2) 本業務が終了、解除その他の理由により指定金融機関でなくなった場合は、公金及び本業務の全てについて、阪南市の指定する期間内に阪南市の指定する者に引き継ぐこと。

12 関係法令等の遵守等

- (1) 業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、業務の円滑を図ること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、慎重かつ丁寧に行い、紛失等のないよう細心の注意を払って行うこと。また、知り得た個人情報等のいかなる情報も、第三者に漏らさないこと。本業務が終了又は解除された後も同様であること。

13 その他

その他、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協議するものとする。